

第六十二条の二第三項中「の株式」を削り、「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改める。

第六十二条の五第五項中「事業税の額」の下に「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）の規定による特別法人事業税の額」を加える。

第二編第一章第一節第十款の款名中「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第六十四条の四第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人〔及び「に限る。次項において「特定公益法人等」という。〕」を削り、「普通法人」の下に「又は協同組合等」を加え、同条第二項中「特定公益法人等」を「公益法人等」に改め、「普通法人」の下に「又は協同組合等」を加える。

第一百四十八条第一項中「その設立の時における貸借対照表」を「定款の写し」に改める。

第一百四十九条第一項中「その恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものを有することとなつた時における貸借対照表」を「定款に相当する書類」に改め、同条第二項中「これらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表」を「定款に相当する書類」に改める。

附則第十九条の二を附則第十九条の三とし、附則第十九条の次に次の二条を加える。

(農業協同組合中央会の特例)

第十九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特例農業協同組合中央会」という。）は、別表第二に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

2 特例農業協同組合中央会は、別表第三に掲げる法人に該当しないものとみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第二中「第六十六条」の下に「附則第十九条の二」を加える。

別表第三中「第二条」の下に「附則第十九条の二」を加える。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合においては、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を当該特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

第十三条に次の二項を加える。

4 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が当該特別寄与者に係る課税価格に算入される場合においては、当該特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産については、当該相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から当該特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

第十九条の三第一項並びに第二十一条の九第一項及び第四項中「三十歳」を「十八歳」に改める。

第二十一条の十五第二項中「第十八条第一項」を「同条第四項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与

により取得した同条第二項の規定の適用を受ける財産』と、第十八条第一項】に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(配偶者居住権等の評価)

第二十三条の二 配偶者居住権の価額は、第一号に掲げる価額から同号に掲げる価額に第二号に掲げる数及び第三号に掲げる割合を乗じて得た金額を控除した残額とする。

一 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該建物をその配偶者と共にしていた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

一 当該配偶者居住権が設定された時におけるイに掲げる年数を口に掲げる年数で除して得た数（イ又は口に掲げる年数が零以下である場合には、零）

イ 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められてい

る耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数をいう。口において同じ。（）から建築後の経過年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。口において同じ。）及び当該配偶者居住権の存続年数（当該配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数をいう。次号において同じ。）を控除した年数

ロ イの建物の耐用年数から建築後の経過年数を控除した年数

三 当該配偶者居住権が設定された時における当該配偶者居住権の存続年数に応じ、法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合として財務省令で定めるもの

2 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の価額は、当該建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した当該配偶者居住権の価額を控除した残額とする。

3 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額は、第一号に掲げる価額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該土地を他の者と共有し、若しくは当該建物をその配偶者と共にしていた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分に応ずる部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二 前号に掲げる価額に第一項第三号に掲げる割合を乗じて得た金額

4 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地の価額は、当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した権利の価額を控除した残額とする。

第二十九条の見出し中「者に」を「者等に」に改め、同条第一項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十一条第二項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十二条第一項第二号を次のように改める。

三 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。

第三十二条第一項第七号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十五条第二項第五号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

別表第一第二号口中「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」を「第四条第一項第八号又は第五条第一項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ホ」を「ヘ」に、「信託」を「配偶者居住権の設定の登記、信託」に改め、同項の表地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記の項の次に次のように加える。

配偶者居住権の設定の登記

千分の一

第十七条第四項中「又は賃借権」の下に「若しくは配偶者居住権」を加える。

別表第一第一号(三)の次に次のように加える。

(三の二) 配偶者居住権の設定の登記

不動産の価額 千分の二

別表第一第一号(十二)中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 配偶者居住権の設定の仮登記

不動産の価額 千分の一

別表第一第三十八号(四)中「の登録」の下に「(更新の登録を除く。)」を加え、同表第二百四十一号(一)中「限る」を「限り、更新の登録を除く」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「経営する販売場」の下に「(第八項に規定する臨時販売場を除く。)」を加え、同条第八項中「事前承認港湾施設内に」を削り、「国内及び国外以外の地域にわたつて行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、」を「非居住者に対し、第一項に規定する」に改め、「ため

に」の下に「七月以内の」を、「限る。」の下に「で次項の承認を受けた者」を加え、「同項の規定による許可を受けた」を「第六項に規定する」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

第三十条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができないかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

11 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されていないことを知っていた場合に限る。）には、当該課税仕入れに係る消費税額につ

いては、適用しない。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

(農業協同組合中央会の特例)

第十九条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第三第一号に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第一中「（第六条」の下に「、第十二条の二、第十二条の三」を加える。

別表第三中「第六十条」の下に「、附則第十九条の三」を加え、同表第一号の表港務局の項中「港湾法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を加える。

(揮発油税法の一部改正)

第七条 撥発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二万四千三百円」を「二万四千円」に改める。

（地方揮発油税法の一部改正）

第八条 地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四千四百円」を「四千七百円」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「三百八十七分の四十四」を「三百八十七分の四十七」に、「三百八十七分の二百四十三」を「三百八十七分の二百四十」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条

(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一中「第十一條」を削る。

別表第二中「第五條」の下に「附則第九条の二」を加える。

別表第三の文書名の欄中「第五十四条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条の十三の二」を「第七十四条の十三の四」に改める。

第二条第一号中「及び特別とん税」を「特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税」に改める。

第七十条第四項第三号中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

第七十四条の五第一号イ中「及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等

への協力要請)」を削り、同条第二号イ中「及び第七十四条の十二第三項」を削り、同条第三号イ中「及び第七十四条の十二第四項」を削り、同条第四号イ中「及び第七十四条の十二第五項」を削る。

第七十四条の七の次に次の一条を加える。

(特定事業者等への報告の求め)

第七十四条の七の二 所轄国税局長は、特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署（以下この条において「特定事業者等」といいう。）に、特定取引者に係る特定事項について、特定取引者の範囲を定め、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができる。

2 前項の規定による処分は、国税に関する調査について必要がある場合において次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。

一 当該特定取引者が行う特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、当該取引に係る所得の金額その他の特定の税目の課税標準が千万円を超える者のうち半数を超える数の者について、当該取引に係る当該税目の課税標準等又は税額等につき更正決定等（第三十六条第一

項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知を含む。）をすべきと認められている場合

二 当該特定取引者がその行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより特定の税目の課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

三 当該特定取引者が行う特定取引の態様が経済的必要性の観点から通常の場合にはとられない不合理なものであることから、当該特定取引者が当該特定取引に係る特定の税目の課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 所轄国税局長 特定事業者等の住所又は居所の所在地を所轄する国税局長をいう。

二 特定取引 電子情報処理組織を使用して行われる事業者等（事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署をいう。以下この号において同じ。）との取引、事業者等が電子情報処理組織を使用して提供する場を利用して行われる取引その他の取引のうち第一項の規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。

三 特定取引者 特定取引を行う者（特定事業者等を除き、前項第一号に掲げる場合に該当する場合にあつては、特定の税目について千万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える同号の特定取引を行う者に限る。）をいう。

四 特定事項 次に掲げる事項をいう。

イ 氏名（法人については、名称）

ロ 住所又は居所

ハ 番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第一百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）において「個人番号」という。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）

4 所轄国税局長は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。

5 第一項の規定による処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、同項に規定する特定取引者の範

團その他同項の規定により報告を求める事項及び同項に規定する期日を書面で通知することにより行う。

6 所轄国税局長は、第一項の規定による処分をするに当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

第七十四条の八中「前条」を「第七十四条の七」に、「の規定」を「又は前条の規定」に、「の権限」を「又は国税局長の権限」に改める。

第七十四条の十二の見出しを「（当該職員の事業者等への協力要請）」に改め、同条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「官公署又は政府関係機関」を「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「又は政府関係機関」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十四条の十三の二中「。」は「。以下この条において同じ。」は「。」に、「。」の氏名」を「。以下この条において同じ。」の氏名」に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改め、

「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十
七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第一百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番
号の記載等）において「個人番号」という。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第一百
二十四条第一項において同じ。）」を削る。

第七章の二中第七十四条の十三の二の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第七十四条の十三の三 口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

第二条第四項（定義）に規定する口座管理機関（同法第四十四条第一項第十三号（口座管理機関の口座
の開設）に掲げる者を除く。）をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）は、政令で定める

ところにより、加入者情報（当該口座管理機関の加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。

以下この条及び次条において同じ。）の氏名及び住所又は居所その他社債等（同法第二条第一項に規定
する社債等をいう。次条第一項において同じ。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものを
いう。）を当該口座管理機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しな

ければならない。

(振替機関の加入者情報の管理等)

第七十四条の十三の四 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項（定義）に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該振替機関又はその下位機関（同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。）の加入者の氏名及び住所又は居所その他株式等（社債等のうち財務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。）を当該振替機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

2 振替機関は、国税に関する法律に基づき税務署長に調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る。）から当該振替機関又はその下位機関の加入者（当該株式等についての権利を有する者又は当該口座管理機関の加入者に限る。以下この項において同じ。）の番号その他財務省令で定める事項（以下この項において「番号等」という。）の提供を求められたときは、政令で定めるところにより、当該調書を提出すべき者に対し、当該振替機関が保有する当該加入者の番号等を提供するものとす

る。

第一百二十三条の二第一項中「第七十四条の十三の二」を「第七十四条の七の二(第三項第四号ハ)」に改める。

第一百二十七条中「含む。」の下に「若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）」を加える。

第一百二十八条第三号中「の規定」を「又は第七十四条の七の二（特定事業者等への報告の求め）の規定」に、「又は提出」を「若しくは提出又は報告」に、「提出した」を「提出し、若しくは偽りの報告をした」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「退職所得」を「退職所得等」に、「関連者等に係る利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に、「第九十八条」を「・第九十八條」に改める。

第二条第二項第一号の二中「次号」を「第二号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。

一の四 協同組合等 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。

第二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 普通法人 法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。

第二条第二項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

第五条の三第四項第七号ホ中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め

る。

第九条の三の二第三項第二号中「資産の流動化に関する法律第一百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む」を「所得税法第二十四条第一項に規定する利益の配当をいう」に、「外国法人税」を「外国法人税の額」に、「外国法人税を」を「控除対象外国法人税の額を」に改め、「の額」を削り、同条第六項中「の支払を受ける場合」を「の支払」に改め、「を受ける場合（当該収益の分配又は上場株式等の配当